

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成28年4月28日提出
【発行者名】	大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 岩本 信之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	山村 政 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3111
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ダイワ・ブルベア・セレクト ドル高円安ポートフォリオ ダイワ・ブルベア・セレクト 円高ドル安ポートフォリオ ダイワ・ブルベア・セレクト マネー・ポートフォリオ （総称を「ダイワ・ブルベア・セレクト」とします。）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続申込期間（平成28年4月29日から平成29年5月1日まで） 各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で30兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ダイワ・ブルベア・セレクト ドル高円安ポートフォリオ
ダイワ・ブルベア・セレクト 円高ドル安ポートフォリオ
ダイワ・ブルベア・セレクト マネー・ポートフォリオ

（注1）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指しているものとします。

（注2）上記を、それぞれ「ドル高円安ポートフォリオ」、「円高ドル安ポートフォリオ」、「マネー・ポートフォリオ」という場合があります。

（注3）上記の総称を「ダイワ・ブルベア・セレクト」とします。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有ありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で30兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

各ファンドについて、1万口当たり取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.16%（税抜2.0%）（スイッチング（乗換え）にかかるお買付時の申込手数料については0.54%（税抜0.5%））となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。「マネー・ポートフォリオ」については、お買付時の申込手数料を徴収している販売会社はありません。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

（注）「マネー・ポートフォリオ」の受益権の取得申込みは、スイッチング（乗換え）による場合のみ受付けます。

<スイッチング（乗換え）について>

- ・「ダイワ・ブルベア・セレクト」を構成する各ファンドの受益者が、保有する当該各ファンドの受益権を換金した手取金をもって、他の構成ファンドの受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
- ・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引させていただきます。

（ダイワ・ブルベア・セレクトの構成）



申込手数料には、消費税等が課されます。

(6) 【申込単位】

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

複数のファンドについて受益権の取得申込みを行なうこともできます。当初から「マネー・ポートフォリオ」の受益権の取得申込みを行なうことはできません。

(7) 【申込期間】

平成28年4月29日から平成29年5月1日まで（継続申込期間）
（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。
株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

委託会社の各営業日の午後2時までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）（スイッチング（乗換え）にかかるものを含みます。）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

（注）今後、市場の流動性、ファンドの資産規模の推移等によっては、受付時間の変更を行なうことがあります。

「マネー・ポートフォリオ」以外の各ファンドにあっては、次の1.または2.に該当する場合には、販売会社は、当日の取得申込みの受付けの中止、当日の取得申込みの取消しまたはその両方を行なうことができます。

1. 委託会社が、当日の外国為替取引および通貨にかかるオプション取引が行なわれないこともしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加設定を制限する措置をとったとき
2. 委託会社が、為替相場の急激な変動等やむを得ない事情が発生したことから、外国為替取引および通貨にかかるオプション取引の全部もしくは一部が成立しないことにより、その翌営業日の追加設定を制限する措置をとったとき

「ダイワ・ブルベア・セレクト」を構成する各ファンドの受益者が、当該各ファンドの一部解約金の手取金をもって他の構成ファンドの取得申込みをする場合において、委託会社が当該各ファンドの一部解約の実行の請求の受付けを中止したときおよび一部解約の実行の請求を取消したときには、販売会社は、当該取得申込みの受付けの中止、当該取得申込みの取消しまたはその両方を行なうものとします。

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込金額に利息は付きません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

1. ドル高円安ポートフォリオ

当ファンドは、通貨オプション（選択権付為替予約）を利用するとともに、わが国の債券に投資し、日々の基準価額の値動きが、米ドルの対円での値動きの2倍程度となることをめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	その他資産
	補足分類	特殊型（ブル・ベア型）
属性区分	投資対象資産	その他資産（選択権付為替予約）
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	北米
	投資形態	ファミリーファンド
	特殊型	ブル・ベア型

2. 円高ドル安ポートフォリオ

当ファンドは、通貨オプションを利用するとともに、わが国の債券に投資し、日々の基準価額の値動きが、米ドルの対円での値動きの2倍程度逆となることをめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	その他資産
	補足分類	特殊型（ブル・ベア型）
属性区分	投資対象資産	その他資産（選択権付為替予約）
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	北米
	投資形態	ファミリーファンド
	特殊型	ブル・ベア型

3. マネー・ポートフォリオ

当ファンドは、円建ての債券を中心に投資することにより、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	国内
	投資対象資産(収益の源泉)	債券
属性区分	投資対象資産	資産複合（債券、その他資産（投資信託証券（債券）））
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	日本
	投資形態	ファミリーファンド

（注1）商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「海外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「国内」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「その他資産」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「債券」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「特殊型」…目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「資産複合」…目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
- ・「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- ・「北米」…目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
- ・「ブル・ベア型」…目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの

円高ドル安ポートフォリオ

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	インデックス型
	海 外	債 券	
追加型投信		不動産投信	特殊型 (ブル・ベア型)
	内 外	その他資産	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	特殊型
株式		グローバル		
一般	年1回			ブル・ベア型
大型株		日本		
中小型株	年2回	北米	ファミリー ファンド	条件付運用型
債券	年4回	欧州		
一般	年6回 (隔月)	アジア		ロング・ショ ート型／絶対 収益追求型
公債	年12回 (毎月)	オセアニア		
社債		中南米		
その他債券		アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	
クレジット属性 ()	日々	中近東 (中東)		その他 ()
不動産投信	その他 ()	エマージング		
その他資産 (選択権付為替予約)				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

マネー・ポートフォリオ

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般		日本	
大型株	年2回	北米	ファミリー ファンド
中小型株	年4回	欧州	
債券	年6回 (隔月)	アジア	
一般	年12回 (毎月)	オセアニア	
公債	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ
社債	その他 ()	アフリカ	
その他債券		中近東 (中東)	
クレジット属性 ()		エマージング	
不動産投信			
その他資産 ()			
資産複合 (債券、その他資産) (投資信託証券(債券))			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

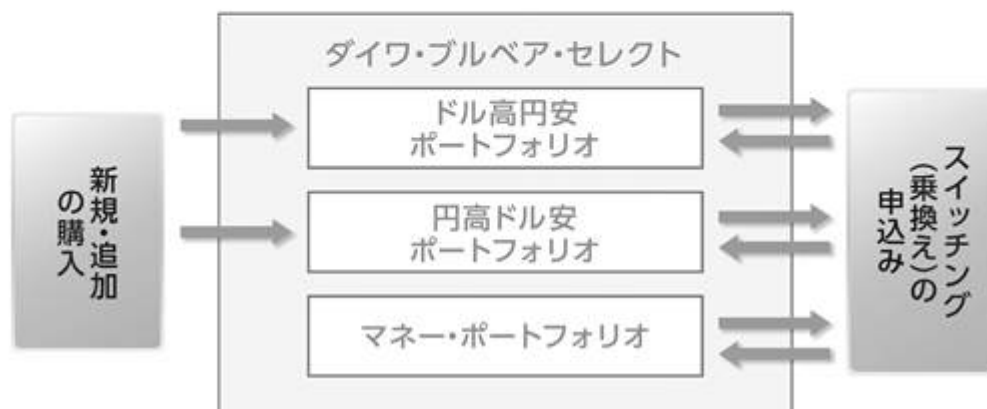
< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

1 「ダイワ・ブルベア・セレクト」は、3本のファンドで構成されています。

- 各ファンド間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。
「マネー・ポートフォリオ」の購入は、スイッチング(乗換え)による場合のみとなります。



② 「ドル高円安ポートフォリオ」および「円高ドル安ポートフォリオ」は通貨オプション(選択権付為替予約)を利用するとともに、残存期間の短いわが国の債券に投資します。 「マネー・ポートフォリオ」は円建ての債券を中心に投資します。

① ドル高円安ポートフォリオ

米ドル高・円安方向に為替が変動した場合に収益が期待できるファンドです。
為替が米ドル高・円安方向に変動した場合に収益が高まる性質を持つ通貨オプション取引を行ないます。

② 円高ドル安ポートフォリオ

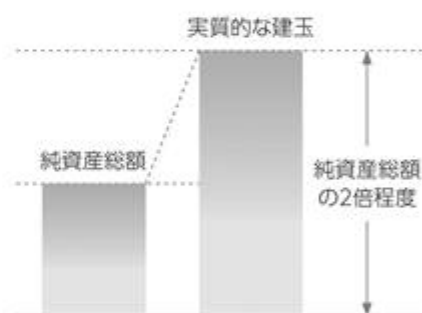
米ドル安・円高方向に為替が変動した場合に収益が期待できるファンドです。
為替が米ドル安・円高方向に変動した場合に収益が高まる性質を持つ通貨オプション取引を行ないます。

通貨のプットオプションとコールオプションを組み合わせ、「ドル高円安ポートフォリオ」では実質的な米ドル買い円売りの建玉を、「円高ドル安ポートフォリオ」では実質的な米ドル売り円買いの建玉を、原則として、信託財産の純資産総額の2倍程度にすることをめざします。

(注)追加設定、解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として、当日中に通貨オプションの建玉の実質的な合計額の調整を行ないます。この結果、通貨オプションの建玉の実質的な合計額が、信託財産の純資産総額の2倍程度にならないことがあります。

※ただし、市場環境等によっては当該申込日当日に調整を行なえないことがあります。

イメージ図



※上図はあくまでもイメージ図であり、実際の実質的な建玉は必ずしも上図のようになるとは限りません。

基準価額変動のイメージ

米ドル円レートの動き	米ドル高・円安方向に動いた場合	米ドル安・円高方向に動いた場合
ドル高円安 ポートフォリオ	上 昇	下 落
円高ドル安 ポートフォリオ	下 落	上 昇

※必ずしも上記の表のような値動きにならないことがあります。

3 マネー・ポートフォリオ

①、②のファンドからのスイッチング資金を一時滞留させる受皿としての役割を持ったファンドで、円建ての債券を中心に安定運用を行ないます。
投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてA-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。

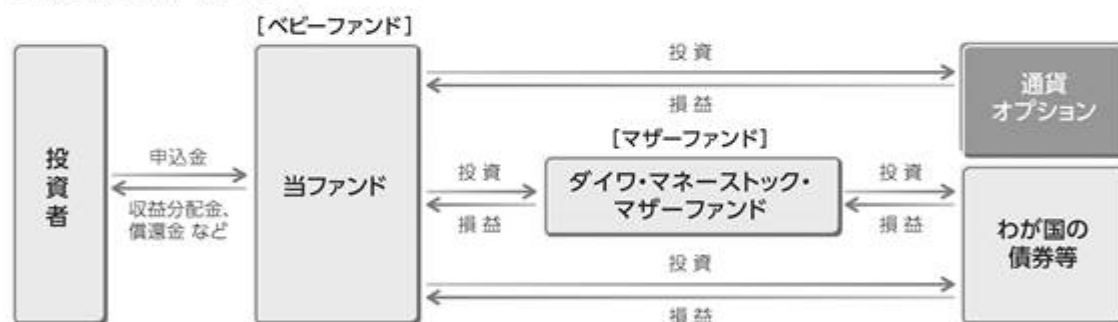
ファンドの仕組み

- 「ダイワ・ブルベア・セレクト」は、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。なお、ベビーファンドからわが国の債券等への直接投資を行なうことができるものとします。

①ドル高円安ポートフォリオ

②円高ドル安ポートフォリオ



③ マネー・ポートフォリオ



大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1. および2.の運用が行なわれないことがあります。

3 毎年2月8日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、 収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

[分配方針]

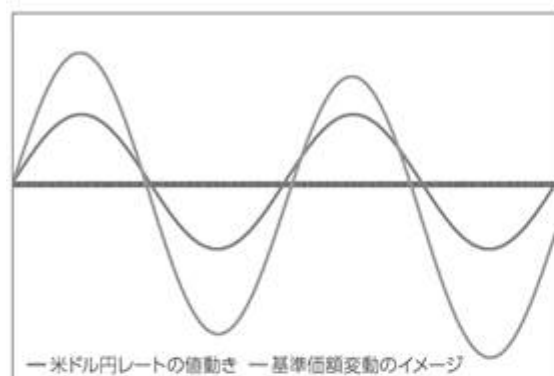
- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、配当等収益等を中心に分配します。ただし、配当等収益等が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

Ⓐ「ドル高円安ポートフォリオ」または「円高ドル安ポートフォリオ」を2日以上保有した場合、ファンド保有期間を通しての投資成果が、「2倍程度」または「2倍程度逆」となるわけではありません。

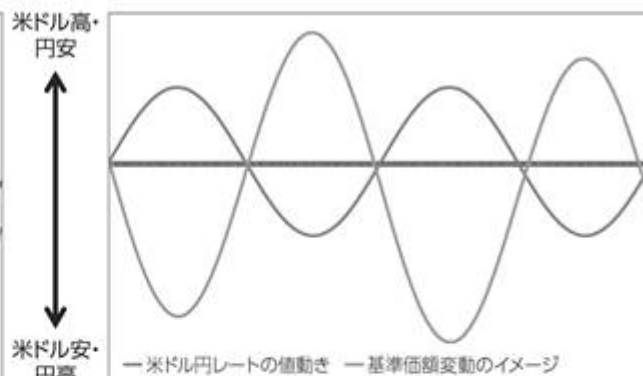
(⇒後掲のQ2をご参照下さい。)

一般に、米ドル円レートが上昇・下落をしながら動いた場合には、保有期間が長くなる程、下図の例のように基準価額がより大きく押下げられる傾向があります。(⇒後掲のQ3をご参照下さい。)

Ⓐ「ドル高円安ポートフォリオ」の基準価額変動のイメージ



Ⓑ「円高ドル安ポートフォリオ」の基準価額変動のイメージ



※上記は、あくまでイメージであり、実際の基準価額の動きとは一致しません。

「ドル高円安ポートフォリオ」および「円高ドル安ポートフォリオ」の基準価額の変動について(Q&A)

Q1

日々の基準価額の値動きは、米ドル円レートの値動きのちょうど2倍またはちょうど2倍逆になるのですか。

A1

ちょうど2倍またはちょうど2倍逆になるとは限りません。
その主な要因は次のとおりです。

- ① 利用する通貨オプションの値動きと為替変動の差
- ② 追加設定および解約に対応した通貨オプションの取引時の価格と基準価額の算出に用いる価格との差
- ③ 信託報酬、監査報酬、通貨オプションの取引に伴うコストの負担
- ④ 利用する通貨オプションの流動性が低下した場合における売買対応の影響
- ⑤ 利用する通貨オプションの最低取引単位の影響
- ⑥ 短期金利等為替市場に大きな影響を与える金融情勢の急激な変動
- ⑦ 日本と米国の金利水準の差※

※当ファンドにおいて利用する通貨オプションの性質上、実際の米ドル円レートに変化がなくても、日本の金利が米国の金利よりも低い場合には「ドル高円安ポートフォリオ」には収益が発生し、「円高ドル安ポートフォリオ」には損失が発生することが予想されます。反対に、実際の米ドル円レートに変化がなくても、日本の金利が米国の金利よりも高い場合には、「円高ドル安ポートフォリオ」には収益が発生し、「ドル高円安ポートフォリオ」には損失が発生することが予想されます。

Q2

ファンド保有期間中の投資成果が、米ドル円レートの値動きの「2倍程度」または「2倍程度逆」になると考えて良いのですか。

A2

ファンド保有期間が2日以上の場合の投資成果は、通常「2倍程度」または「2倍程度逆」になるわけではありません。以下の **例1** および **例2** をご参照下さい。

例1 翌日に米ドル円レートが10%下落し、翌々日に米ドル円レートが10%上昇した場合

	基準日	翌日(前日比)		翌々日(前日比)		翌々日と基準日の比較
米ドル円レート	100	90	-10%	99	10%	-1%
「ドル高円安ポートフォリオ」の基準価額	100	80	-20%	96	20%	-4%
「円高ドル安ポートフォリオ」の基準価額	100	120	20%	96	-20%	-4%

- 「翌々日」の米ドル円レートと「基準日」とを比較し、「ドル高円安ポートフォリオ」の基準価額は $(96-100) \div 100 = -4\%$ であり、米ドル円レートの値動き $(99-100) \div 100 = -1\%$ の2倍とはなっていません。「円高ドル安ポートフォリオ」の基準価額は $(96-100) \div 100 = -4\%$ であり、米ドル円レートの値動き $(99-100) \div 100 = -1\%$ の2倍逆とはなっていません。

例2 翌日に米ドル円レートが10%上昇し、翌々日に米ドル円レートがさらに10%上昇した場合

	基準日	翌日(前日比)		翌々日(前日比)		翌々日と基準日の比較
米ドル円レート	100	110	10%	121	10%	21%
「ドル高円安ポートフォリオ」の基準価額	100	120	20%	144	20%	44%
「円高ドル安ポートフォリオ」の基準価額	100	80	-20%	64	-20%	-36%

- 「翌々日」の米ドル円レートと「基準日」とを比較し、「ドル高円安ポートフォリオ」の基準価額は $(144-100) \div 100 = 44\%$ であり、米ドル円レートの値動き $(121-100) \div 100 = 21\%$ の2倍とはなっていません。「円高ドル安ポートフォリオ」の基準価額は $(64-100) \div 100 = -36\%$ であり、米ドル円レートの値動き $(121-100) \div 100 = 21\%$ の2倍逆とはなっていません。

※上記は、基準価額の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意ください。



米ドル円レートが一方向的に動く場合と、上昇・下落をしながら動く場合とでは、「ドル高円安ポートフォリオ」、「円高ドル安ポートフォリオ」の基準価額の値動きは異なりますか。



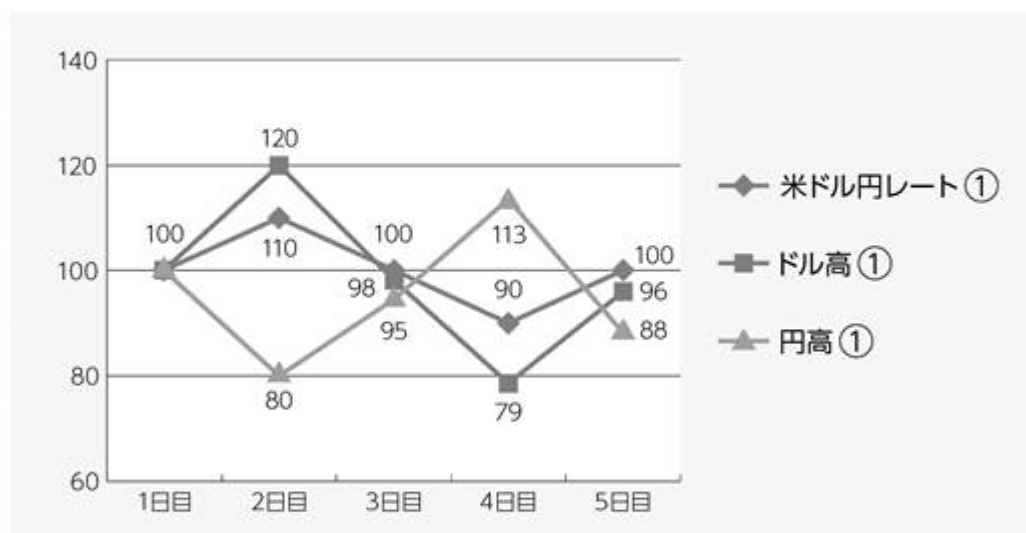
一般に、米ドル円レートが上昇・下落をしながら動いた場合には、基準価額は押下げられることになります。以下の **例1** **例2** および **例3** をご参照下さい。

例1 米ドル円レートが±10の範囲で上昇・下落を繰返した場合

※グラフ中においては、各ファンドの名称等を次のとおり略して表記しています。

（以下、A3の **例2** **例3** において同じ。）

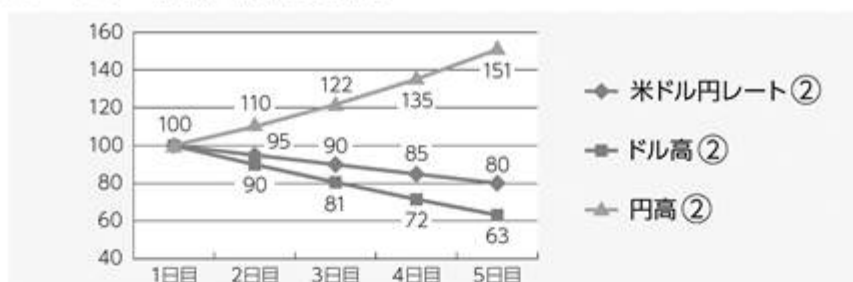
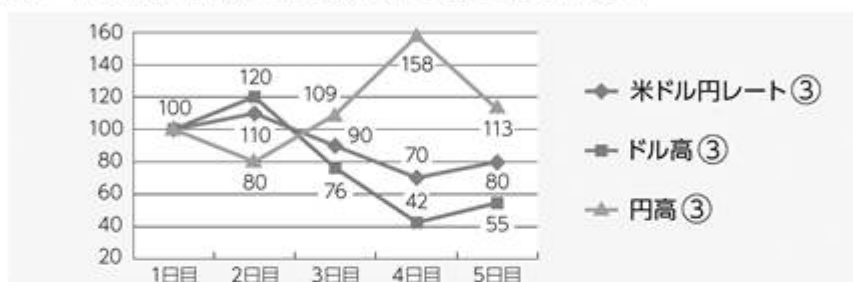
「ドル高円安ポートフォリオ」：ドル高 「円高ドル安ポートフォリオ」：円高



※上記グラフにおいて示される各数値は、小数点以下を四捨五入して算出した値です。

- 上記の「3日目」、「5日目」において「米ドル円レート①」は「1日目」と同じ「100」ですが、「ドル高①」および「円高①」はそれぞれの時点において「100」以下となっています。このように、「米ドル円レート①」が上昇・下落を繰返した場合には、「ドル高①」および「円高①」の基準価額は時間の経過とともに押下げられることとなります。

※上記は、基準価額の値動きをわかりやすく説明するため、「ドル高円安ポートフォリオ」および「円高ドル安ポートフォリオ」について細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意ください。

例2 米ドル円レートが「①一方向的に下落した場合」および「②上昇・下落しながら次第に下落していった場合」**①** 米ドル円レートが一方向的に下落した場合**②** 米ドル円レートが上昇・下落しながら次第に下落していった場合

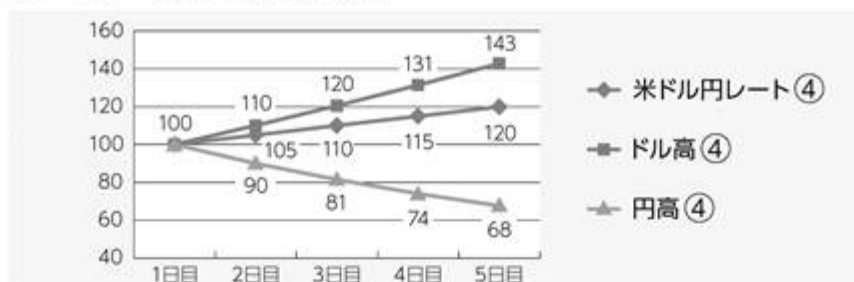
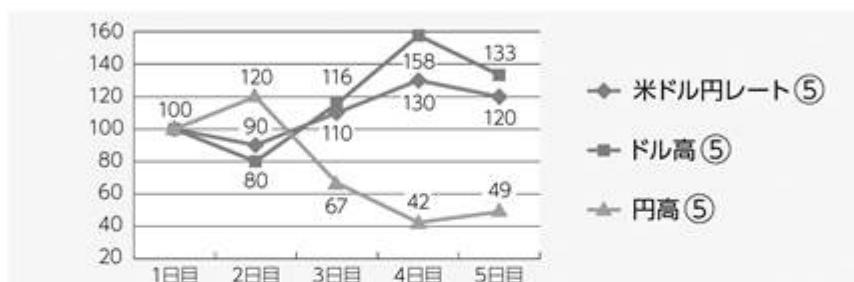
※上記グラフにおいて示される各数値は、小数点以下を四捨五入して算出した値です。

ドル高		1日目	3日目	5日目
米ドル円レート		100	90	80
① 一方向的に下落した場合	ドル高②	100	81	63
② 上昇・下落しながら次第に下落していった場合	ドル高③	100	76	55

円高		1日目	3日目	5日目
米ドル円レート		100	90	80
① 一方向的に下落した場合	円高②	100	122	151
② 上昇・下落しながら次第に下落していった場合	円高③	100	109	113

- 上記の「3日目」、「5日目」において「米ドル円レート②」および「米ドル円レート③」はそれぞれ「90」、「80」で同じですが、「米ドル円レート②」に対応する「ドル高②」と「米ドル円レート③」に対応する「ドル高③」では、「ドル高②」の方が高い水準となっています。このように、米ドル円レートが一方向的に推移する場合と上昇・下落を繰返しながら推移する場合とでは、最終的に米ドル円レートが同じ水準になったとしても、上昇・下落をしながら推移した場合の基準価額が押下げられることとなります。「円高ドル安ポートフォリオ」の場合にも上記のとおり同様の結論が得られます。

※ 上記は、基準価額の値動きをわかりやすく説明するため、「ドル高円安ポートフォリオ」および「円高ドル安ポートフォリオ」について細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意ください。

例3 米ドル円レートが「①一方向的に上昇した場合」および「②上昇・下落しながら次第に上昇していった場合」**①** 米ドル円レートが一方向的に上昇した場合**②** 米ドル円レートが上昇・下落しながら次第に上昇していった場合

※上記グラフにおいて示される各数値は、小数点以下を四捨五入して算出した値です。

ドル高		1日目	3日目	5日目
米ドル円レート		100	110	120
① 一方向的に上昇した場合	ドル高④	100	120	143
② 上昇・下落しながら次第に上昇していった場合	ドル高⑤	100	116	133

円高		1日目	3日目	5日目
米ドル円レート		100	110	120
① 一方向的に上昇した場合	円高④	100	81	68
② 上昇・下落しながら次第に上昇していった場合	円高⑤	100	67	49

- 上記の「3日目」、「5日目」において「米ドル円レート④」および「米ドル円レート⑤」はそれぞれ「110」、「120」で同じですが、「米ドル円レート④」に対応する「ドル高④」と「米ドル円レート⑤」に対応する「ドル高⑤」では、「ドル高④」の方が高い水準となっています。このように、米ドル円レートが一方向的に推移する場合と上昇・下落を繰返しながら推移する場合とでは、最終的に米ドル円レートが同じ水準になったとしても、上昇・下落をしながら推移した場合の基準価額が押下げられることとなります。

「円高ドル安ポートフォリオ」の場合にも上記のとおり同様の結論が得られます。

※上記は、基準価額の値動きをわかりやすく説明するため、「ドル高円安ポートフォリオ」および「円高ドル安ポートフォリオ」について細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意ください。

(2) 【ファンドの沿革】

平成27年2月9日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

有価証券届出書（内国投資信託）

受益者	お申込者	
収益分配金、償還金など↑↓お申込金（ 3）		
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1）に基づき、次の業務を行います。
		受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑ ↓ 1		
委託会社	大和証券投資信託 委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2）の委託者であり、次の業務を行ないます。
		受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など
↓ 運用指図 ↑ ↓ 2		
受託会社	株式会社 りそな銀行 再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	信託契約（ 2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。
		委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など
損益↑↓信託金（ 3）		
損益↑↓投資		

投資対象	<ドル高円安ポートフォリオ> <円高ドル安ポートフォリオ> 通貨オプション取引（選択権付為替予約取引）およびわが国の債券 など （ファミリーファンド方式で運用を行ないます。） <マネー・ポートフォリオ> 円建ての債券 など （ファミリーファンド方式で運用を行ないます。）
------	--

- 1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

< 委託会社の概況（平成28年2月末日現在）>

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

昭和34年12月12日	設立登記
昭和35年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年 4月 1日	営業開始
昭和60年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成 7年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
平成 7年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成19年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。
	（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

主要投資対象

<マネー・ポートフォリオ以外の各ファンド>

通貨オプション取引（選択権付為替予約取引）を主要取引対象とするとともに、わが国の債券およびダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

<マネー・ポートフォリオ>

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券
2. 円建ての債券

投資態度

<ドル高円安ポートフォリオ>

イ. 主として、通貨オプションを利用するとともに、残存期間の短いわが国の債券およびダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券に投資し、日々の基準価額の値動きが、米ドルの対円で値動きの2倍程度となる投資成果をめざします。

ロ. 通貨のプットオプションとコールオプションを組み合わせ、実質的な米ドル買い円売りの建玉を、原則として、信託財産の純資産総額の2倍程度にすることをめざします。

ハ. 追加設定、解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として、当日中に通貨オプションの建玉の実質的な合計額の調整を行ないます。この結果、通貨オプションの建玉の実質的な合計額が、信託財産の純資産総額の2倍程度にならないことがあります。

ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<円高ドル安ポートフォリオ>

イ. 主として、通貨オプションを利用するとともに、残存期間の短いわが国の債券およびダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券に投資し、日々の基準価額の値動きが、米ドルの対円で値動きの2倍程度逆となる投資成果をめざします。

ロ. 通貨のプットオプションとコールオプションを組み合わせ、実質的な米ドル売り円買いの建玉を、原則として、信託財産の純資産総額の2倍程度にすることをめざします。

ハ. 追加設定、解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として、当日中に通貨オプションの建玉の実質的な合計額の調整を行ないます。この結果、通貨オプションの建玉の実質的な合計額が、信託財産の純資産総額の2倍程度にならないことがあります。

ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<マネー・ポートフォリオ>

イ. ダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券および円建ての債券を中心に投資することにより、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

ロ. 円建資産への投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてA-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。

ハ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 【投資対象】

< マネー・ポートフォリオ以外の各ファンド >

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)、および に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたダイワ・マネースtock・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1. から前7. までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

17. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

<マネー・ポートフォリオ>

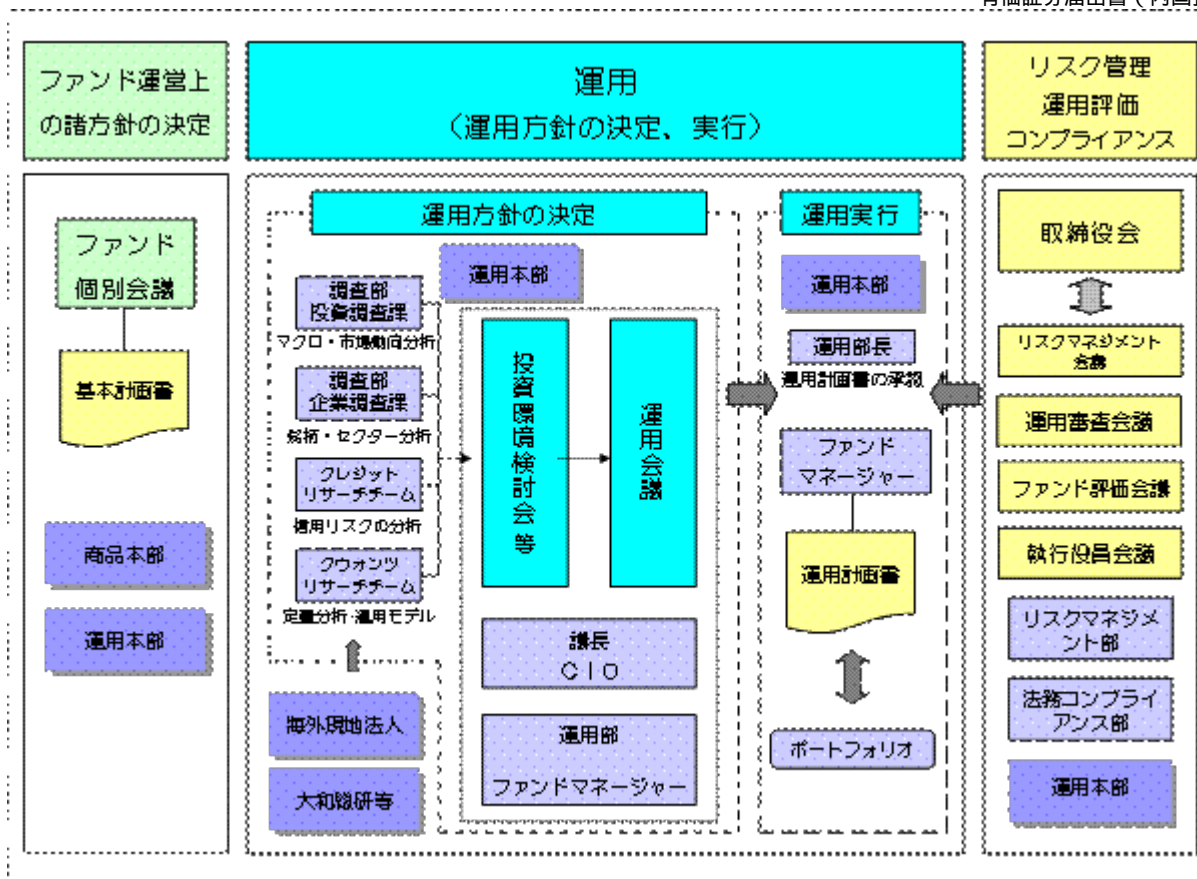
当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)、 および に定めるものに限ります。）
 - ハ．約束手形
 - ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形
- （マネー・ポートフォリオ以外の各ファンドと同規定）
（マネー・ポートフォリオ以外の各ファンドと同規定）

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更

- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時の的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（１～５名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（１～５名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に１名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

イ．ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

ロ．運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ハ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ニ．執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は平成28年2月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

<各ファンド共通>

毎計算期末に、次の方針に基づいて分配します。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、配当等収益等を中心に分配します。ただし、配当等収益等が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

マザーファンドの受益証券（信託約款）＜各ファンド共通＞

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式（信託約款）＜各ファンド共通＞

イ．株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、

ロ．委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ハ．前ロ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資信託証券（信託約款）＜各ファンド共通＞

イ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式の範囲（信託約款）＜各ファンド共通＞

イ．委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

ロ．前イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

信用取引（信託約款）

＜マネー・ポートフォリオ以外の各ファンド＞

（規定なし）

＜マネー・ポートフォリオ＞

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとし、

ロ．前イ．の信用取引の指図は、次の1. から5. までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1. から5. までに掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

- ２．株式分割により取得する株券
- ３．有償増資により取得する株券
- ４．売出しにより取得する株券
- ５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券

先物取引等（信託約款）

<マネー・ポートフォリオ以外の各ファンド>

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに金融商品取引所によらないで行なう通貨にかかるオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

ニ．委託会社は、オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

<マネー・ポートフォリオ>

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

１．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。

２．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引（信託約款）

<マネー・ポートフォリオ以外の各ファンド>

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ニ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

<マネー・ポートフォリオ>

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．（マネー・ポートフォリオ以外の各ファンドのロ．と同規定）
- ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．前ハ．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ヘ．（マネー・ポートフォリオ以外の各ファンドのニ．と同規定）

金利先渡取引および為替先渡取引（「マネー・ポートフォリオ」については金利先渡取引）（信託約款）

<マネー・ポートフォリオ以外の各ファンド>

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ニ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

<マネー・ポートフォリオ>

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本八．において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本八．において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前八．においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

デリバティブ取引等（信託約款）<各ファンド共通>

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付け（信託約款）<各ファンド共通>

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

- １．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ３．投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

外貨建資産（信託約款）

<マネー・ポートフォリオ以外の各ファンド>

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

<マネー・ポートフォリオ>

外貨建資産への投資は、行ないません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

<マネー・ポートフォリオ以外の各ファンド>

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<マネー・ポートフォリオ>

（規定なし）

外国為替予約取引（信託約款）

<マネー・ポートフォリオ以外の各ファンド>

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ．前イ．の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ．前ロ．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ニ．前口．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

<マネー・ポートフォリオ>

（規定なし）

信用リスク集中回避（信託約款）<各ファンド共通>

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

資金の借入れ（信託約款）<各ファンド共通>

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

ハ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考> マザーファンド（ダイワ・マネースtock・マザーファンド）の概要

(1) 投資方針

主要投資対象

円建ての債券を主要投資対象とします。

投資態度

イ．円建ての債券を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

ロ．円建資産への投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてA-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。

ハ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、および に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

二．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18. 外国の者に対する権利で前17.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りします。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資は、行ないません。

先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2) の1. から4. までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券に投資するとともに、通貨オプション取引等を利用しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

通貨オプション取引の利用に伴うリスク

「ドル高円安ポートフォリオ」においては、為替が米ドル高・円安方向に変動した場合に収益が高まる性質を持つ通貨オプション取引を行ないます。米ドル安・円高方向に推移した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。ファンドは日々の基準価額の値動きが米ドルの対円での値動きの2倍程度となることをめざしますので、米ドル安・円高によって、米ドルの対円での値動きに比べて大きな損失が生じる可能性があります。

「円高ドル安ポートフォリオ」においては、為替が米ドル安・円高方向に変動した場合に収益が高まる性質を持つ通貨オプション取引を行ないます。米ドル高・円安方向に推移した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。ファンドは日々の基準価額の値動きが米ドルの対円での値動きの2倍程度逆となることをめざしますので、米ドル高・円安によって、米ドルの対円での値動きに比べて大きな損失が生じる可能性があります。

円金利が米ドルの金利より低い場合「円高ドル安ポートフォリオ」で基準価額が下落する要因になります。逆に円金利が米ドルの金利より高い場合「ドル高円安ポートフォリオ」で基準価額が下落する要因になります。

取引の相手方の債務不履行により損失が発生することがあり、この場合基準価額が下落する要因となります。

公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ハ．「マネー・ポートフォリオ」においては、資金の管理にあたって費用が発生することがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

「マネー・ポートフォリオ」以外の各ファンドにあつては、次の1.または2.に該当する場合には、販売会社は、当日の取得申込みの受付けの中止、当日の取得申込みの取消しまたはその両方を行なうことができます。

1. 委託会社が、当日の外国為替取引および通貨にかかるオプション取引が行なわれないこともしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加設定を制限する措置をとったとき
2. 委託会社が、為替相場の急激な変動等やむを得ない事情が発生したことから、外国為替取引および通貨にかかるオプション取引の全部もしくは一部が成立しないことにより、その翌営業日の追加設定を制限する措置をとったとき

「ダイワ・ブルベア・セレクト」を構成する各ファンドの受益者が、当該各ファンドの一部解約金の手取金をもって他の構成ファンドの取得申込みをする場合において、委託会社が当該各ファンドの一部解約の実行の請求の受付けを中止したときおよび一部解約の実行の請求を取消したときには、販売会社は、当該取得申込みの受付けの中止、当該取得申込みの取消しまたはその両方を行なうものとします。

「マネー・ポートフォリオ」以外の各ファンドにあつては、次の1.または2.に該当する場合には、委託会社は、当日の一部解約の実行の請求の受付けを中止することができるほか、当日の一部解約の実行の請求を取消することができます。

1. 当日の外国為替取引および通貨にかかるオプション取引が行なわれないときもしくは停止されたとき
2. 為替相場の急激な変動等やむを得ない事情が発生したことから、外国為替取引および通貨にかかるオプション取引の全部もしくは一部が成立しないとき

「ダイワ・ブルベア・セレクト」を構成する各ファンドの受益者が、当該各ファンドの一部解約金の手取金をもって他の構成ファンドの受益権の取得申込みをする場合において、販売会社が当該他の構成ファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止したときまたは取得申込みを取消したときには、委託会社は、当該一部解約の実行の請求の受付けの中止および一部解約の実行の請求の取消しができます。

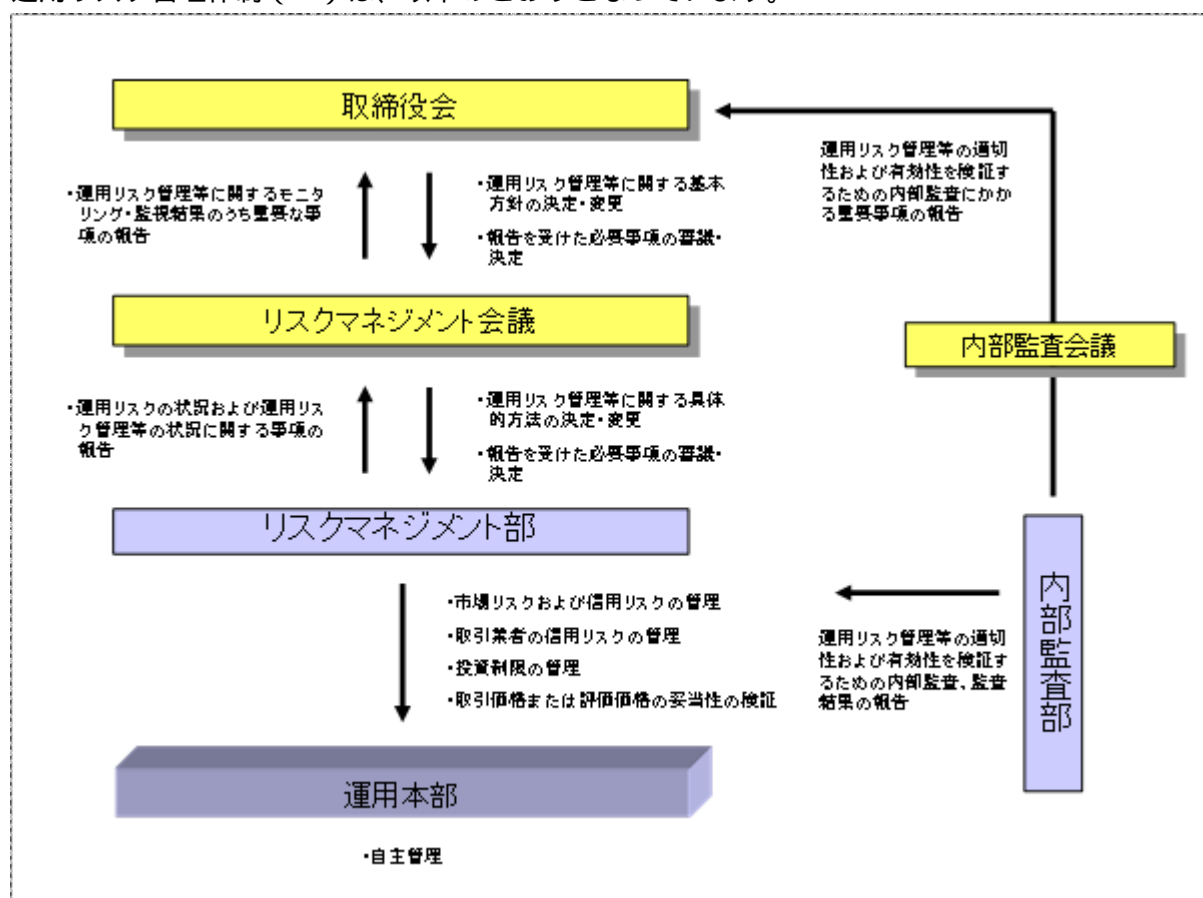
金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、お買付け・ご換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けたお買付けの申込みを取消することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱いします。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（ ）は、以下のとおりとなっています。



流動性リスクに対する管理体制

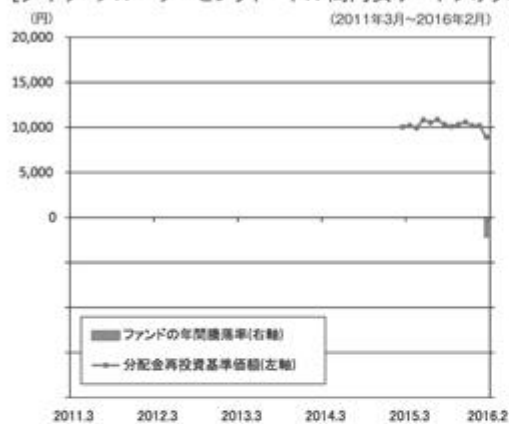
当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

参考情報

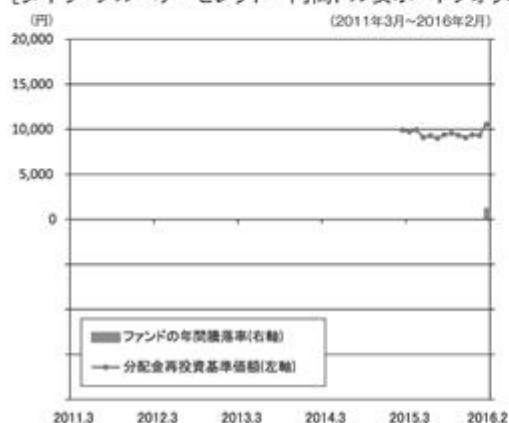
- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

[ダイワ・プルベア・セレクト ドル高円安ポートフォリオ]



[ダイワ・プルベア・セレクト 円高ドル安ポートフォリオ]



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

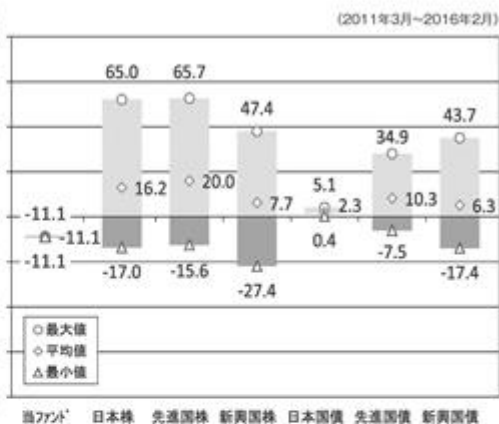


Figure 1 consists of two charts. The left chart is a line graph showing the annual average return rate of funds (right axis, %) and the asset allocation ratio of the asset management company (left axis, %) from March 2011 to February 2016. The right chart is a bar graph showing the maximum, average, and minimum values of the asset allocation ratio for various asset classes from March 2011 to February 2016.

Left Chart: Fund Performance and Asset Allocation Ratio (2011.3 ~ 2016.2)

Year	Fund Annual Average Return Rate (%)	Asset Allocation Ratio (%)
2011.3	-0.1	-0.1
2012.3	-0.1	-0.1
2013.3	16.2	16.2
2014.3	20.0	20.0
2015.3	47.4	47.4
2016.2	34.9	34.9

Right Chart: Asset Allocation Ratio by Asset Class (2011.3 ~ 2016.2)

Asset Class	Maximum (%)	Average (%)	Minimum (%)
日本株	65.0	16.2	-17.0
先進国株	65.7	20.0	-15.6
新興国株	47.4	7.7	-27.4
日本国債	5.1	2.3	0.4
先進国債	34.9	10.3	-7.5
新興国債	43.7	6.3	-17.4

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、高標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Indent LLCが開発したインデックスです。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は同社に帰属します。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケットズ グローバル ディバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性、正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

（注）「マネー・ポートフォリオ」の受益権の取得申込みは、スイッチング（乗換え）による場合のみ受付けます。

<スイッチング（乗換え）について>

- ・「ダイワ・ブルベア・セレクト」を構成する各ファンドの受益者が、保有する当該各ファンドの振替受益権を換金した手取金をもって、他の構成ファンドの取得申込みを行なうことをいいます。
- ・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。

（ダイワ・ブルベア・セレクトの構成）



申込手数料には、消費税等が課されます。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

<マネー・ポートフォリオ以外の各ファンド>

年率1.134%（税抜1.05%）

<マネー・ポートフォリオ>

各月ごとに決定するものとし、各月の1日から各月の翌月の1日の前日までの当該率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.54（税抜0.5）を乗じて得た率とします。ただし、当該率が年率0.972％（税抜0.90％）を超える場合には、年率0.972％（税抜0.90％）とします。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

ファンド名	委託会社	販売会社	受託会社
マネー・ポートフォリオ以外の各ファンド	年率0.40％ （税抜）	年率0.60％ （税抜）	年率0.05％ （税抜）
マネー・ポートフォリオ	前 による総額を下記の比率で配分します。 （24.44％） （66.67％） （8.89％）		

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

< マザーファンドより支弁する手数料等 >

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「N I S A（ニーサ）」の適用対象です。満20歳以上の方を対象としたN I S Aをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアN I S A」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただ

し、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（ ）上記は、平成28年2月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（ ）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【ダイワ・ブルベア・セレクト ドル高円安ポートフォリオ】

(1) 【投資状況】（平成28年2月29日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	200,057,781	94.94
内 日本	200,057,781	94.94
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	10,658,650	5.06
純資産総額	210,716,431	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
通貨オプション取引(買建)	4,241,598	2.01
内 日本	4,241,598	2.01
通貨オプション取引(売建)	8,507,668	4.04
内 日本	8,507,668	4.04

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 通貨オプション取引の時価については、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

(2) 【投資資産】（平成28年2月29日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ・マネースtock・マザーファン ド	日本	親投資 信託受 益証券	199,240,894	1.0041 200,057,781	1.0041 200,057,781	94.94

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
-----------	------

親投資信託受益証券	94.94%
合計	94.94%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
通貨オプション 取引	日本	米ドル買/円売 オプショ ン 2016年3月	買建	3,700,000	7,170,500	4,241,598	2.01%
		米ドル売/円買 オプショ ン 2016年3月	売建	3,700,000	7,828,600	8,507,668	4.04%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 通貨オプション取引の時価については、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
平成27年2月末日	307,010,959	-	1.0057	-
3月末日	349,169,885	-	1.0202	-
4月末日	448,971,513	-	0.9944	-
5月末日	160,762,123	-	1.0834	-
6月末日	252,239,786	-	1.0555	-
7月末日	258,958,750	-	1.0854	-
8月末日	276,971,067	-	1.0327	-
9月末日	268,214,489	-	1.0120	-
10月末日	272,538,120	-	1.0331	-
11月末日	327,152,653	-	1.0584	-
12月末日	286,002,662	-	1.0189	-

平成28年1月末日	242,953,521	-	1.0212	-
第1計算期間末 (平成28年2月8日)	230,394,864	230,394,864	0.9674	0.9674
2月末日	210,716,431	-	0.8938	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	3.3

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	864,985,169	676,837,990

(注) 当初設定数量は50,000,000口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネースtock・マザーファンド

(1) 投資状況（平成28年2月29日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		17,000,544,863	51.06
	内 日本	17,000,544,863	51.06
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		16,297,101,362	48.94
純資産総額		33,297,646,225	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成28年2月29日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	574 国庫短期証券	日本	国債証券	5,000,000,000	100.00 5,000,095,440	100.00 5,000,095,440	- 2016/03/14	15.02
2	573 国庫短期証券	日本	国債証券	4,500,000,000	100.00 4,500,048,860	100.00 4,500,048,860	- 2016/03/07	13.51
3	576 国庫短期証券	日本	国債証券	3,500,000,000	100.00 3,500,074,739	100.00 3,500,074,739	- 2016/03/22	10.51
4	578 国庫短期証券	日本	国債証券	2,000,000,000	100.00 2,000,030,330	100.00 2,000,030,330	- 2016/03/28	6.01
5	588 国庫短期証券	日本	国債証券	1,000,000,000	100.02 1,000,281,774	100.02 1,000,281,774	- 2016/05/16	3.00
6	556 国庫短期証券	日本	国債証券	1,000,000,000	100.00 1,000,013,720	100.00 1,000,013,720	- 2016/03/10	3.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	51.06%
合計	51.06%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報) 運用実績

- ダイワ・ブルベア・セレクト ドル高円安ポートフォリオ

2016年2月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	8,938円
純資産総額	2.1億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-12.5%
3カ月間	-15.6%
6カ月間	-13.5%
1年間	-11.1%
3年間	-
5年間	-
設定来	-10.6%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円		設定来分配金合計額: 0円	
決算期	第1期	第2期	第3期
16年2月	0円		
分配金	0円		

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

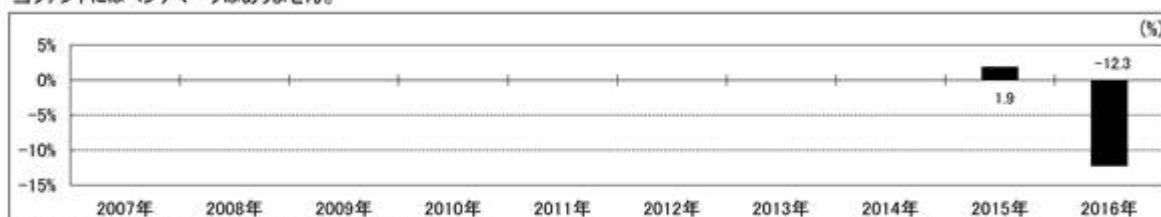
※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	組入上位10銘柄	償還日	比率
国内債券	6	48.5%	574 国庫短期証券	2016/03/14	14.3%
			573 国庫短期証券	2016/03/07	12.8%
コール・ローン、その他		51.5%	576 国庫短期証券	2016/03/22	10.0%
合計	6	100.0%	578 国庫短期証券	2016/03/28	5.7%
債券種別構成		比率	588 国庫短期証券	2016/05/16	2.9%
国債		48.5%	556 国庫短期証券	2016/03/10	2.9%
合計		48.5%	合計		48.5%

※当ファンドは、対米ドルのコール・オプションを純資産総額の2倍程度買建て、プット・オプションを2倍程度売建てています。「コール・ローン、その他」はオプションの評価損益等を含みます。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2015年は設定日(2月9日)から年末、2016年は2月29日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

【ダイワ・ブルベア・セレクト 円高ドル安ポートフォリオ】

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	65,011,956	87.27
内 日本	65,011,956	87.27
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	9,480,273	12.73
純資産総額	74,492,229	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
通貨オプション取引(買建)	3,081,155	4.14
内 日本	3,081,155	4.14
通貨オプション取引(売建)	1,536,146	2.06
内 日本	1,536,146	2.06

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 通貨オプション取引の時価については、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

(2) 【投資資産】（平成28年2月29日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	64,746,496	1.0041 65,011,956	1.0041 65,011,956	87.27

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	87.27%
合計	87.27%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
通貨オプション 取引	日本	米ドル売/円買 オプショ ン 2016年3月	買建	1,340,000	2,884,400	3,081,155	4.14%
		米ドル買/円売 オプショ ン 2016年3月	売建	1,340,000	2,550,700	1,536,146	2.06%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 通貨オプション取引の時価については、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
平成27年2月末日	80,163,851	-	0.9916	-
3月末日	79,245,570	-	0.9734	-
4月末日	82,033,144	-	0.9955	-
5月末日	380,022,757	-	0.9105	-
6月末日	86,894,310	-	0.9297	-
7月末日	81,031,422	-	0.9016	-
8月末日	64,158,390	-	0.9412	-
9月末日	70,149,519	-	0.9563	-
10月末日	78,139,639	-	0.9347	-
11月末日	90,348,516	-	0.9085	-
12月末日	102,599,344	-	0.9399	-
平成28年1月末日	77,776,391	-	0.9328	-
第1計算期間末 (平成28年2月8日)	82,096,525	82,096,525	0.9814	0.9814
2月末日	74,492,229	-	1.0555	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	1.9

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	466,637,170	432,983,147

(注) 当初設定数量は50,000,000口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネースtock・マザーファンド

前記「ダイワ・ブルベア・セレクト ドル高円安ポートフォリオ」の記載と同じ。

(参考情報) 運用実績

●ダイワ・ブルベア・セレクト 円高ドル安ポートフォリオ

2016年2月29日現在
基準価額・純資産の推移

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額	10,555円
純資産総額	74百万円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	13.2%
3カ月間	16.2%
6カ月間	12.1%
1年間	6.4%
3年間	-
5年間	-
設定来	5.6%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額： 0円

設定来分配金合計額： 0円

決算期	第1期								
	16年2月								
分配金	0円								

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

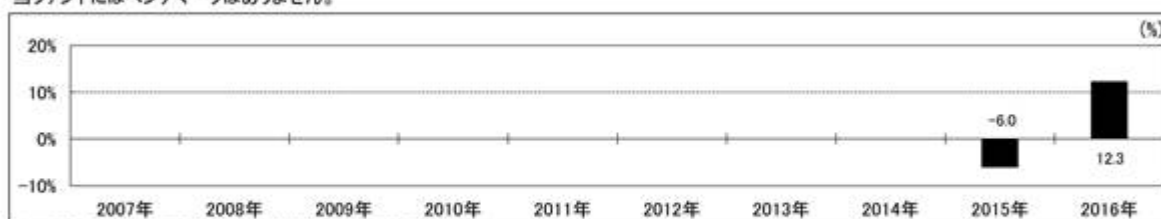
※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	組入上位10銘柄	償還日	比率
国内債券	6	44.6%	574 国庫短期証券	2016/03/14	13.1%
			573 国庫短期証券	2016/03/07	11.8%
コール・ローン、その他		55.4%	576 国庫短期証券	2016/03/22	9.2%
合計	6	100.0%	578 国庫短期証券	2016/03/28	5.2%
債券種別構成		比率	588 国庫短期証券	2016/05/16	2.6%
国債		44.6%	556 国庫短期証券	2016/03/10	2.6%
合計		44.6%	合計		44.6%

※当ファンドは、対米ドルのコール・オプションを純資産総額の2倍程度売建て、プット・オプションを2倍程度買建てています。「コール・ローン、その他」はオプションの評価損益等を含みます。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2015年は設定日（2月9日）から年末、2016年は2月29日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

【ダイワ・ブルベア・セレクト マネー・ポートフォリオ】

(1) 【投資状況】（平成28年2月29日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	9,000,647	66.35
内 日本	9,000,647	66.35
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	4,563,787	33.65
純資産総額	13,564,434	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成28年2月29日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	8,963,896	1.0040 9,000,646	1.0041 9,000,647	66.35

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	66.35%
合計	66.35%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
平成27年2月末日	999,964	-	1.0000	-
3月末日	5,274,604	-	0.9994	-
4月末日	4,186,317	-	0.9994	-
5月末日	12,933,290	-	0.9994	-
6月末日	321,290,467	-	0.9995	-
7月末日	14,523,615	-	0.9993	-
8月末日	20,574,389	-	0.9993	-
9月末日	14,527,063	-	0.9992	-
10月末日	5,331,839	-	0.9993	-

11月末日	5,219,787	-	0.9993	-
12月末日	4,699,729	-	0.9992	-
平成28年1月末日	12,949,082	-	0.9993	-
第1計算期間末 (平成28年2月8日)	2,499,081	2,499,081	0.9994	0.9994
2月末日	13,564,434	-	0.9994	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	0.1

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	784,966,333	783,465,740

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネースtock・マザーファンド

前記「ダイワ・ブルベア・セレクト ドル高円安ポートフォリオ」の記載と同じ。

(参考情報) 運用実績

- ダイワ・ブルベア・セレクト マネー・ポートフォリオ

2016年2月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

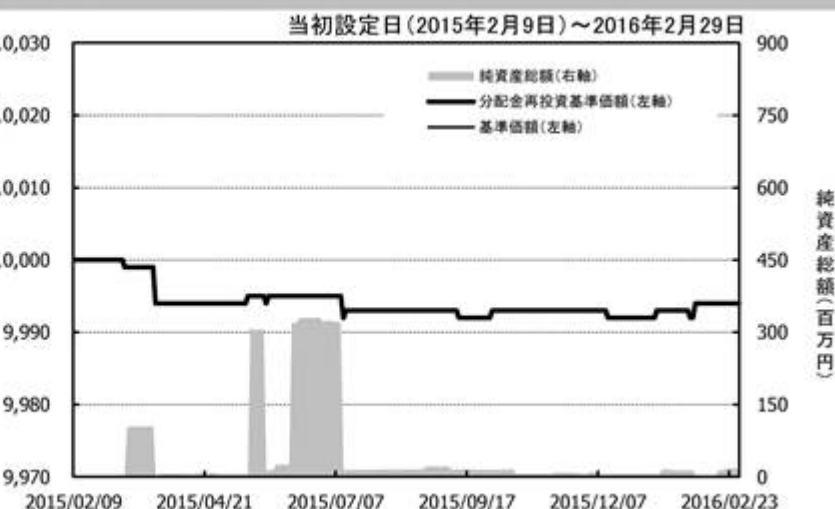
基準価額・純資産の推移

基準価額	9,994円
純資産総額	13百万円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1か月間	0.01%
3か月間	0.01%
6か月間	0.01%
1年間	-0.06%
3年間	-
5年間	-
設定来	-0.06%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、
「分配金再投資基準価額」の騰落率です。



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

		直近1年間分配金合計額: 0円				設定来分配金合計額: 0円			
決算期	第1期 16年2月								
分配金	0円								

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

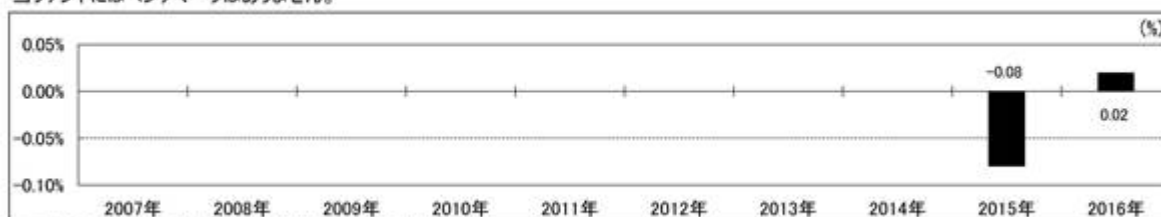
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	組入上位10銘柄	償還日	比率
国内債券	6	33.9%	574 国庫短期証券	2016/03/14	10.0%
			573 国庫短期証券	2016/03/07	9.0%
コール・ローン、その他		66.1%	576 国庫短期証券	2016/03/22	7.0%
合計	6	100.0%	578 国庫短期証券	2016/03/28	4.0%
債券種別構成		比率	588 国庫短期証券	2016/05/16	2.0%
国債		33.9%	556 国庫短期証券	2016/03/10	2.0%
合計		33.9%	合計		33.9%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2015年は設定日(2月9日)から年末、2016年は2月29日までの騰落率を表しています。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

また、「マネー・ポートフォリオ」については、「マネー・ポートフォリオ」以外の各ファンドの受益者が、保有する当該各ファンドの受益権を換金した手取金をもって申込みをする場合に限り、受益権の取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。

委託会社の各営業日の午後2時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

「マネー・ポートフォリオ」以外の各ファンドにあっては、次の1.または2.に該当する場合には、販売会社は、当日の取得申込みの受付けの中止、当日の取得申込みの取消しまたはその両方を行なうことができます。

1. 委託会社が、当日の外国為替取引および通貨にかかるオプション取引が行なわれないこともしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加設定を制限する措置をとったとき
2. 委託会社が、為替相場の急激な変動等やむを得ない事情が発生したことから、外国為替取引および通貨にかかるオプション取引の全部もしくは一部が成立しないことにより、その翌営業日の追加設定を制限する措置をとったとき

「ダイワ・ブルベア・セレクト」を構成する各ファンドの受益者が、当該各ファンドの一部解約金の手取金をもって他の構成ファンドの取得申込みをする場合において、委託会社が当該各ファンドの一部解約の実行の請求の受付けを中止したときおよび一部解約の実行の請求を取消したときには、販売会社は、当該取得申込みの受付けの中止、当該取得申込みの取消しまたはその両方を行なうものとします。

金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後2時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

「マネー・ポートフォリオ」以外の各ファンドにあっては、次の1.または2.に該当する場合には、委託会社は、当日の一部解約の実行の請求の受付けを中止することができるほか、当日の一部解約の実行の請求を取消することができます。

1. 当日の外国為替取引および通貨にかかるオプション取引が行なわれないうちもしくは停止されたとき

2. 為替相場の急激な変動等やむを得ない事情が発生したことから、外国為替取引および通貨にかかるオプション取引の全部もしくは一部が成立しないとき

「ダイワ・ブルベア・セレクト」を構成する各ファンドの受益者が、当該各ファンドの一部解約金の手取金をもって他の構成ファンドの受益権の取得申込みをする場合において、販売会社が当該他の構成ファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止したときまたは取得申込みを取消したときには、委託会社は、当該一部解約の実行の請求の受付けの中止および一部解約の実行の請求の取消しができます。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して4営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・選択権付為替予約取引：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。

- 1.金融商品取引業者、銀行等の提示する価額、2.価格情報会社の提供する価額

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

- ・わが国の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。

- 1.日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、2.金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、3.価格情報会社の提供する価額

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・円建ての公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。

- 1.日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、2.金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、3.価格情報会社の提供する価額

なお、マネー・ポートフォリオ以外の各ファンドについて、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成27年2月9日から平成30年2月8日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

当ファンドは、原則として信託期間の延長を行ないません。

(4) 【計算期間】

毎年2月9日から翌年2月8日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 前2. から前4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2. から前4. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。

6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

【ダイワ・ブルベア・セレクト ドル高円安ポートフォリオ】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成27年2月9日から平成28年2月8日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ・ブルベア・セレクト ドル高円安ポートフォリオ

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 平成28年2月8日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	37,460,840
親投資信託受益証券	200,057,781
コール・オプション（買）	1,825,381
未収入金	16,200
流動資産合計	239,360,202
資産合計	239,360,202
負債の部	
流動負債	
プット・オプション（売）	7,108,232
未払金	92,400
未払受託者報酬	74,227
未払委託者報酬	1,485,490
その他未払費用	204,989
流動負債合計	8,965,338
負債合計	8,965,338
純資産の部	
元本等	
元本	¹ 238,147,179
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	² 7,752,315
元本等合計	230,394,864
純資産合計	230,394,864
負債純資産合計	239,360,202

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	自 至	第1期 平成27年2月9日 平成28年2月8日
営業収益		
受取利息		35,549
有価証券売買等損益		57,781
派生商品取引等損益		852,981
営業収益合計		759,651
営業費用		
受託者報酬		147,220
委託者報酬		2,946,045
その他費用		1 212,128
営業費用合計		3,305,393
営業損失（ ）		4,065,044
経常損失（ ）		4,065,044
当期純損失（ ）		4,065,044
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		14,535,172
剰余金増加額又は欠損金減少額		20,214,065
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		20,214,065
剰余金減少額又は欠損金増加額		9,366,164
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		9,366,164
分配金		2 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		7,752,315

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期
	自 平成27年2月9日 至 平成28年2月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	通貨オプション取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期
	平成28年2月8日現在
1. 1 期首元本額	50,000,000円
期中追加設定元本額	864,985,169円
期中一部解約元本額	676,837,990円
2. 計算期間末日における受益権の総数	238,147,179口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,752,315円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期
	自 平成27年2月9日 至 平成28年2月8日
1. 1 その他費用	主に、特定資産の価格等の調査費用であります。

2. 2 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（12,132円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は12,132円（1万口当たり0.51円）であり、分配を行っておりません。
---------------	--

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期 自 平成27年2月9日 至 平成28年2月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 投資信託約款の運用の基本方針に規定する投資成果を得ることを目的として、当該規定に従って通貨オプション取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第1期
	平成28年2月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期
	平成28年2月8日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	22,820
合計	22,820

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	第1期			
	平成28年2月8日 現在			
	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引				
通貨オプション取引				

売 建				
プット	5,827,040	-	7,108,232	1,281,192
アメリカ・ドル	5,827,040	-	7,108,232	1,281,192
買 建				
コール	5,784,200	-	1,825,381	3,958,819
アメリカ・ドル	5,784,200	-	1,825,381	3,958,819
合計	11,611,240	-	8,933,613	5,240,011

（注） 1. 時価の算定方法

金融商品取引業者、銀行等の提示する価額、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

2. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 平成27年2月9日 至 平成28年2月8日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第1期 平成28年2月8日現在
1口当たり純資産額	0.9674円
（1万口当たり純資産額）	（9,674円）

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 （円）	備考
-----	-----	------	------------	----

親投資信託受益証券	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	199,240,894	200,057,781	
親投資信託受益証券 合計			200,057,781	
合計			200,057,781	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

（参考）

当ファンドは、「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成28年2月8日現在	
	金 額（円）	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		10,139,245,855
国債証券		23,000,738,143
流動資産合計		33,139,983,998
資産合計		33,139,983,998
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		-
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本	1	33,003,248,414
剰余金		

期末剰余金又は期末欠損金（ ）	136,735,584
元本等合計	33,139,983,998
純資産合計	33,139,983,998
負債純資産合計	33,139,983,998

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成27年2月9日 至 平成28年2月8日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成28年2月8日現在
1. 1 期首	平成27年2月9日
期首元本額	3,911,072,564円
期中追加設定元本額	91,512,701,656円
期中一部解約元本額	62,420,525,806円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
ダイワ米国担保付貸付債権 ファンド（為替ヘッジあり）	112,594,660円
ダイワ米国担保付貸付債権 ファンド（為替ヘッジなし）	73,734,556円
ダイワ米国バンクローン・ ファンド（為替ヘッジあり）	9,963円
2014-07	

ダイワ米国バンクローン・ ファンド（為替ヘッジあり） 2014-09	9,963円
ダイワ米国バンクローン・ ファンド（為替ヘッジあり） 2014-11	9,962円
ロボット・テクノロジー関連 株ファンド - ロボテック - 新興国ソブリン・豪ドルファ ンド（毎月決算型）	49,795,838円 999円
新興国ソブリン・ブラジルレ アルファンド（毎月決算型）	999円
新興国ソブリン・ファンド （為替ヘッジあり / 毎月決算 型）	999円
アジア高利回り社債ファンド （為替ヘッジあり / 毎月決算 型）	999円
U S 短期ハイ・イールド社債 ファンド（為替ヘッジあり / 毎月決算型）	3,988,832円
U S 短期高利回り社債ファン ド（為替ヘッジあり / 年1回決 算型）	4,984円
ダイワ上場投信 - 日経平均レ バレッジ・インデックス	19,939,018,943円
ダイワ上場投信 - 日経平均ダ ブルインバース・インデック ス	2,037,227,117円
ダイワ上場投信 - TOPIXレバ レッジ（2倍）指数	2,161,556,999円
ダイワ上場投信 - TOPIXダブル インバース（-2倍）指数	577,853,925円
ダイワ上場投信 - 日経平均イ ンバース・インデックス	2,987,968,503円
ダイワ上場投信 - TOPIXイン バース（-1倍）指数	2,689,292,660円
ダイワ上場投信 - J P X 日経 400レバレッジ・インデックス	702,215,543円
ダイワ上場投信 - J P X 日経 400インバース・インデックス	318,751,884円

ダイワ上場投信 - J P X日経 400ダブルインバース・イン デックス	632,542,037円
ダイワノシュローダー・グ ローバル高利回りC B ファン ド（限定追加型）為替ヘッジ あり	1,033,500円
ダイワノシュローダー・グ ローバル高利回りC B ファン ド（限定追加型）為替ヘッジ なし	107,487円
ダイワ・ブルベア・セレク ト マネー・ポートフォリオ	1,494,519円
ダイワ・ブルベア・セレク ト ドル高円安ポートフォリ オ	199,240,894円
ダイワ・ブルベア・セレク ト 円高ドル安ポートフォリ オ	64,746,496円
ダイワノモルガン・スタン レー新興4カ国不動産関連 ファンド - 成長の槌音（つち おと） -	11,000,000円
ダイワノハリス世界厳選株 ファンド・マネー・ポート フォリオ	160,422,096円
ダイワ・アセアン内需関連株 ファンド・マネー・ポート フォリオ	85,163,840円
ダイワ米国高利回り不動産証 券ファンド	19,942,168円
通貨選択型ダイワノミレーア セット・グローバル・グレー トコンシューマー株式ファン ド 豪ドル・コース（毎月分 配型）	4,184,518円
通貨選択型ダイワノミレーア セット・グローバル・グレー トコンシューマー株式ファン ド ブラジル・レアル・コー ス（毎月分配型）	12,952,078円

通貨選択型ダイワノミレーア セット・グローバル・グレート コンシューマー株式ファン ド 通貨セレクト・コース （毎月分配型）	4,981,569円
ダイワUS短期ハイ・イール ド社債ファンド（為替ヘッジ あり／年1回決算型）	199,295円
ダイワ米国バンクローン・ オープン（為替ヘッジあり）	997円
ダイワ米国バンクローン・ オープン（為替ヘッジなし）	997円
ダイワ新グローバル・ハイブ リッド証券ファンド（為替 ヘッジあり）	997円
ダイワ新グローバル・ハイブ リッド証券ファンド（為替 ヘッジなし）	997円
ダイワノミレーアセット亜細 亜株式ファンド	9,958,176円
<奇数月定額払出型>ダイワ 先進国リートα 為替ヘッジ あり	49,806円
<奇数月定額払出型>ダイワ 先進国リートα 為替ヘッジ なし	49,806円
通貨選択型ダイワノミレーア セット・グローバル好配当株 α（毎月分配型）米ドル・ コース	4,980,080円
通貨選択型ダイワノミレーア セット・グローバル好配当株 α（毎月分配型）ブラジル・ リアル・コース	12,948,208円
通貨選択型ダイワノミレーア セット・グローバル好配当株 α（毎月分配型）通貨セレクト ・コース	3,685,259円
ロボット・テクノロジー関連 株ファンド（年1回決算型） - ロボテック（年1回） -	996円

ダイワ先進国リートα 為替 ヘッジあり（毎月分配型）	399,083円
ダイワ先進国リートα 為替 ヘッジなし（毎月分配型）	99,771円
通貨選択型ダイワ先進国リー トα 円ヘッジコース（毎月 分配型）	399,083円
通貨選択型ダイワ先進国リー トα 通貨セレクトコース （毎月分配型）	99,771円
ダイワ/ミレーアセット・グ ローバル・グレートコン シューマー株式ファンド（為 替ヘッジあり）	20,016,725円
ダイワ/ミレーアセット・グ ローバル・グレートコン シューマー株式ファンド（為 替ヘッジなし）	4,000,959円
ダイワ/ミレーアセット・ア ジア・セクターリーダー株 ファンド	49,850,449円
ダイワ日本株ストラテジーα （通貨選択型） - ジャパン・ トリプルリターンズ - 日本 円・コース（毎月分配型）	398,764円
ダイワ日本株ストラテジーα （通貨選択型） - ジャパン・ トリプルリターンズ - 豪ド ル・コース（毎月分配型）	99,691円
ダイワ日本株ストラテジーα （通貨選択型） - ジャパン・ トリプルリターンズ - ブラジ ル・リアル・コース（毎月分 配型）	398,764円
ダイワ日本株ストラテジーα （通貨選択型） - ジャパン・ トリプルリターンズ - 米ド ル・コース（毎月分配型）	398,764円

ダイワ日本株ストラテジー α （通貨選択型） - ジャパン・ トリプルリターンズ - 通貨セ レクト・コース（毎月分配 型）	1,993,820円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド - イーグルアイ - 予想分配金提示型 日本円・ コース	3,488,836円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド - イーグルアイ - 予想分配金提示型 豪ドル・ コース	2,492,026円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド - イーグルアイ - 予想分配金提示型 ブラジル・ リアル・コース	3,488,836円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド - イーグルアイ - 予想分配金提示型 米ドル・ コース	19,936,205円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド - イーグルアイ - 予想分配金提示型 通貨セレク ト・コース	11,961,723円
計	33,003,248,414円
2. 期末日における受益権の総数	33,003,248,414口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成27年2月9日 至 平成28年2月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成28年2月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成28年2月8日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	1,673,797
合計	1,673,797

（注） 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成27年12月10日から平成28年2月8日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成28年2月8日現在
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	平成28年2月8日現在
1口当たり純資産額	1.0041円
（1万口当たり純資産額）	（10,041円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	5 5 6 国庫短期証券	1,000,000,000	1,000,042,406	
	5 6 8 国庫短期証券	7,000,000,000	7,000,063,118	
	5 7 3 国庫短期証券	4,500,000,000	4,500,195,209	
	5 7 4 国庫短期証券	5,000,000,000	5,000,238,387	
	5 7 6 国庫短期証券	3,500,000,000	3,500,145,992	
	5 7 8 国庫短期証券	2,000,000,000	2,000,053,031	
国債証券 合計			23,000,738,143	
合計			23,000,738,143	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワ・ブルベア・セレクト 円高ドル安ポートフォリオ】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成27年2月9日から平成28年2月8日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ・ブルベア・セレクト 円高ドル安ポートフォリオ

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 平成28年2月8日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	15,891,850
親投資信託受益証券	65,011,956
プット・オプション（買）	2,588,124
未収入金	16,200
流動資産合計	83,508,130
資産合計	83,508,130
負債の部	
流動負債	
コール・オプション（売）	664,625
未払金	92,400
未払受託者報酬	21,617
未払委託者報酬	433,283
その他未払費用	199,680
流動負債合計	1,411,605
負債合計	1,411,605
純資産の部	
元本等	
元本	¹ 83,654,023
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	² 1,557,498
（分配準備積立金）	4,220,060
元本等合計	82,096,525
純資産合計	82,096,525
負債純資産合計	83,508,130

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	自 至	第1期 平成27年2月9日 平成28年2月8日
営業収益		
受取利息		13,079
有価証券売買等損益		11,956
派生商品取引等損益		3,884,809
営業収益合計		3,909,844
営業費用		
受託者報酬		49,573
委託者報酬		993,292
その他費用		1 202,345
営業費用合計		1,245,210
営業利益		2,664,634
経常利益		2,664,634
当期純利益		2,664,634
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		1,555,426
剰余金増加額又は欠損金減少額		30,310,321
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		30,310,321
剰余金減少額又は欠損金増加額		36,087,879
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		36,087,879
分配金		2 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,557,498

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期
	自 平成27年2月9日 至 平成28年2月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	通貨オプション取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期
	平成28年2月8日現在
1. 1 期首元本額	50,000,000円
期中追加設定元本額	466,637,170円
期中一部解約元本額	432,983,147円
2. 計算期間末日における受益権の総数	83,654,023口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,557,498円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期
	自 平成27年2月9日 至 平成28年2月8日
1. 1 その他費用	主に、特定資産の価格等の調査費用であります。

2. 2 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（7,767円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（4,212,293円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,770円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は4,221,830円（1万口当たり504.68円）であり、分配を行っておりません。
---------------	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期
	自 平成27年2月9日 至 平成28年2月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 投資信託約款の運用の基本方針に規定する投資成果を得ることを目的として、当該規定に従って通貨オプション取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第1期
	平成28年2月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期
	平成28年2月8日現在 当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	4,933
合計	4,933

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	第1期			
	平成28年2月8日 現在			
	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引				
通貨オプション取引				

売 建				
コール	1,987,280	-	664,625	1,322,655
アメリカ・ドル	1,987,280	-	664,625	1,322,655
買 建				
プット	2,175,600	-	2,588,124	412,524
アメリカ・ドル	2,175,600	-	2,588,124	412,524
合計	4,162,880	-	3,252,749	1,735,179

(注) 1. 時価の算定方法

金融商品取引業者、銀行等の提示する価額、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

2. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 平成27年2月9日 至 平成28年2月8日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第1期 平成28年2月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9814円 (9,814円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	64,746,496	65,011,956	
親投資信託受益証券 合計			65,011,956	
合計			65,011,956	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

（参考）

当ファンドは、「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ・ブルベア・セレクト ドル高円安ポートフォリオ」に記載のとおりであります。

【ダイワ・ブルベア・セレクト マネー・ポートフォリオ】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成27年2月9日から平成28年2月8日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ・ブルベア・セレクト マネー・ポートフォリオ

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 平成28年2月8日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,012,246
親投資信託受益証券	1,500,646
流動資産合計	2,512,892
資産合計	2,512,892
負債の部	
流動負債	
未払解約金	11,598
未払受託者報酬	125
未払委託者報酬	1,812
その他未払費用	276
流動負債合計	13,811
負債合計	13,811
純資産の部	
元本等	
元本	1 2,500,593
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 1,512
（分配準備積立金）	230
元本等合計	2,499,081
純資産合計	2,499,081
負債純資産合計	2,512,892

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	自 至	第1期 平成27年2月9日 平成28年2月8日
営業収益		
受取利息		13,411
有価証券売買等損益		646
営業収益合計		14,057
営業費用		
受託者報酬		1,344
委託者報酬		14,803
その他費用		2,365
営業費用合計		18,512
営業損失（ ）		4,455
経常損失（ ）		4,455
当期純損失（ ）		4,455
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		4,685
剰余金増加額又は欠損金減少額		356,321
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		356,321
剰余金減少額又は欠損金増加額		358,063
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		358,063
分配金		1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,512

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期
	自 平成27年2月9日 至 平成28年2月8日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期
	平成28年2月8日現在
1. 1 期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	784,966,333円
期中一部解約元本額	783,465,740円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,500,593口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,512円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期
	自 平成27年2月9日 至 平成28年2月8日
1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（159円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（71円）、投資信託約款に規定される収益調整金（216円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は446円（1万口当たり1.78円）であり、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期 自 平成27年2月9日 至 平成28年2月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第1期 平成28年2月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期 平成28年2月8日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	147
合計	147

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第1期 平成28年2月8日現在
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 平成27年2月9日 至 平成28年2月8日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第1期 平成28年2月8日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9994円 (9,994円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	1,494,519	1,500,646	
親投資信託受益証券 合計			1,500,646	
合計			1,500,646	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ・ブルベア・セレクト ドル高円安ポートフォリオ」に記載のとおりであります。

2 【ファンドの現況】

ダイワ・ブルベア・セレクト ドル高円安ポートフォリオ

【純資産額計算書】

平成28年2月29日

資産総額	219,579,672円
負債総額	8,863,241円
純資産総額（ - ）	210,716,431円
発行済数量	235,756,217口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.8938円

(参考) ダイワ・マネースtock・マザーファンド

純資産額計算書

平成28年2月29日

資産総額	33,617,670,155円
負債総額	320,023,930円
純資産総額（ - ）	33,297,646,225円
発行済数量	33,160,629,224口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0041円

ダイワ・ブルベア・セレクト 円高ドル安ポートフォリオ

純資産額計算書

平成28年2月29日

資産総額	76,394,712円
負債総額	1,902,483円
純資産総額（ - ）	74,492,229円
発行済数量	70,572,155口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0555円

(参考) ダイワ・マネースtock・マザーファンド

前記「ダイワ・ブルベア・セレクト ドル高円安ポートフォリオ」の記載と同じ。

ダイワ・ブルベア・セレクト マネー・ポートフォリオ

純資産額計算書

平成28年2月29日

資産総額	16,876,953円
負債総額	3,312,519円
純資産総額（ - ）	13,564,434円
発行済数量	13,572,825口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.9994円

(参考) ダイワ・マネースtock・マザーファンド

前記「ダイワ・ブルベア・セレクト ドル高円安ポートフォリオ」の記載と同じ。

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、ます。) に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成28年2月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成28年2月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	34	156,118
追加型株式投資信託	607	10,924,442
株式投資信託 合計	641	11,080,560
単位型公社債投資信託	5	35,042
追加型公社債投資信託	17	2,648,529
公社債投資信託 合計	22	2,683,570
総合計	663	13,764,130

3 【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第56期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第57期事業年度に係る中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	15,186	31,438
有価証券	15,003	4,878
前払費用	157	139
未収委託者報酬	8,265	10,295
未収収益	103	110
繰延税金資産	674	585
その他	15	153
流動資産計	39,406	47,600
固定資産		
有形固定資産	1 252	1 255
建物	23	21
器具備品	228	234
無形固定資産	2,991	2,759
ソフトウェア	2,910	2,758
ソフトウェア仮勘定	68	1
電話加入権	11	-

投資その他の資産	15,077	12,979
投資有価証券	8,338	6,667
関係会社株式	5,141	5,129
出資金	129	124
長期差入保証金	997	996
投資不動産	1 398	1 -
その他	74	60
貸倒引当金	3	-
固定資産計	18,320	15,995
資産合計	57,727	63,596

（単位:百万円）

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
負債の部		
流動負債		
預り金	53	64
未払金	8,998	9,172
未払収益分配金	7	5
未払償還金	77	72
未払手数料	4,277	4,965
その他未払金	2 4,635	2 4,127
未払費用	3,463	4,162
未払法人税等	1,530	1,133
未払消費税等	530	1,429
賞与引当金	955	1,092
その他	1	747
流動負債計	15,534	17,801
固定負債		
退職給付引当金	1,959	2,072
役員退職慰労引当金	80	101
繰延税金負債	1,789	1,745
その他	3	2
固定負債計	3,832	3,920
負債合計	19,366	21,722
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495

資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	10,821	14,126
利益剰余金合計	11,196	14,501
株主資本合計	37,866	41,171
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	494	702
評価・換算差額等合計	494	702
純資産合計	38,360	41,873
負債・純資産合計	57,727	63,596

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	84,771	90,924
その他営業収益	788	933
営業収益計	85,560	91,858
営業費用		
支払手数料	47,520	49,978
広告宣伝費	668	670
調査費	8,246	9,013
調査費	741	867
委託調査費	7,505	8,146
委託計算費	735	756
営業雑経費	1,323	1,289
通信費	249	252
印刷費	477	481
協会費	54	53
諸会費	11	13
その他営業雑経費	531	488
営業費用計	58,494	61,709
一般管理費		
給料	5,708	5,881
役員報酬	243	289
給料・手当	3,785	3,803
賞与	724	695
賞与引当金繰入額	955	1,092

福利厚生費	793	831
交際費	37	45
旅費交通費	191	176
租税公課	222	259
不動産賃借料	1,182	1,180
退職給付費用	373	383
役員退職慰労引当金繰入額	33	38
固定資産減価償却費	963	1,032
諸経費	1,354	1,372
一般管理費計	10,862	11,201
営業利益	16,203	18,948

（単位:百万円）

	前事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
営業外収益		
受取配当金	1 144	1 1,226
受取利息	9	20
その他	220	372
営業外収益計	374	1,620
営業外費用		
投資有価証券売却損	3	84
その他	71	67
営業外費用計	74	152
経常利益	16,503	20,416
特別利益		
固定資産売却益	-	7
特別利益計	-	7
特別損失		
外国税関連費用	-	746
その他	0	26
特別損失計	0	772
税引前当期純利益	16,502	19,651
法人税、住民税及び事業税	6,525	6,238
法人税等調整額	150	17
法人税等合計	6,375	6,220
当期純利益	10,126	13,431

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	7,722	8,097	34,767
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△7,027	△7,027	△7,027
当期純利益	-	-	-	10,126	10,126	10,126
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,099	3,099	3,099
当期末残高	15,174	11,495	374	10,821	11,196	37,866

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	464	464	35,231
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△7,027
当期純利益	-	-	10,126
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	30	30	30
当期変動額合計	30	30	3,129
当期末残高	494	494	38,360

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	10,821	11,196	37,866
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△10,126	△10,126	△10,126
当期純利益	-	-	-	13,431	13,431	13,431
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,304	3,304	3,304
当期末残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	494	494	38,360
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△10,126
当期純利益	-	-	13,431
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	208	208	208
当期変動額合計	208	208	3,513
当期末残高	702	702	41,873

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（2）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産及び投資不動産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	8～47年
器具備品	4～20年

（２）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

（２）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度毎に各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

４．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

５．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（表示方法の変更）

（貸借対照表）

前事業年度において、「流動資産」に独立掲記しておりました「貯蔵品」、「前払金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動資産」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動資産」に表示していた「貯蔵品」14百万円、「前払金」0百万円、「その他」0百万円は、「その他」15百万円として組替えております。

前事業年度において、「有形固定資産」に独立掲記しておりました「リース資産」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「有形固定資産」の「器具備品」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「有形固定資産」に表示していた「リース資産」4百万円、「器具備品」224百万円は、「器具備品」228百万円として組替えております。

前事業年度において、「投資その他の資産」に独立掲記しておりました「従業員に対する長期貸付金」、「長期前払費用」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「投資その他の資産」に表示していた「従業員に対する長期貸付金」68百万円、「長期前払費用」6百万円は、「その他」74百万円として組替えております。

前事業年度において、「流動負債」に独立掲記しておりました「リース債務」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動負債」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動負債」に表示していた「リース債務」1百万円は、「その他」1百万円として組替えております。

前事業年度において、「固定負債」に独立掲記しておりました「リース債務」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「固定負債」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「固定負債」に表示していた「リース債務」3百万円は、「その他」3百万円として組替えております。

（損益計算書）

前事業年度において、「営業費用」に独立掲記しておりました「公告費」、「受益証券発行費」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業費用」の「その他営業雑経費」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業費用」に表示していた「公告費」0百万円、「受益証券発行費」0百万円、「その他営業雑経費」530百万円は、「その他営業雑経費」531百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「有価証券利息」、「投資有価証券売却益」、「有価証券償還益」、「時効成立分配金・償還金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「有価証券利息」13百万円、「投資有価証券売却益」64百万円、「有価証券償還益」63百万円、「時効成立分配金・償還金」44百万円、「その他」34百万円は、「その他」220百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外費用」に独立掲記しておりました「有価証券償還損」、「時効成立後支払分配金・償還金」、「投資不動産管理費用」、「貯蔵品廃棄損」は、金額的重要性が乏し

いため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外費用」に表示していた「有価証券償還損」18百万円、「時効成立後支払分配金・償還金」16百万円、「投資不動産管理費用」16百万円、「貯蔵品廃棄損」9百万円、「その他」9百万円は、「その他」71百万円として組替えております。

前事業年度において、「特別損失」に独立掲記しておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「特別損失」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「特別損失」に表示していた「固定資産除却損」0百万円は、「その他」0百万円として組替えております。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
建物	18百万円	20百万円
器具備品	251百万円	275百万円
投資建物	729百万円	-
投資器具備品	24百万円	-

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
未払金	4,508百万円	4,084百万円

3 保証債務

前事業年度（平成26年3月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成27年3月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,834百万円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には次のものがあります。

	前事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)
受取配当金	-	1,065百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年 6 月24日 定時株主総会	普通株式	7,027	2,694	平成25年 3 月31日	平成25年 6 月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年 6 月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	10,126百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	3,882円
基準日	平成26年 3 月31日
効力発生日	平成26年 6 月26日

当事業年度(自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	10,126	3,882	平成26年 3月31日	平成26年 6月26日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	13,428百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,148円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月24日

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「証券投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

（ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照のこと）。

前事業年度（平成26年３月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）現金・預金	15,186	15,186	-
（２）未収委託者報酬	8,265	8,265	-
（３）有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	22,283	22,283	-
資産計	45,735	45,735	-
（１）未払手数料	4,277	4,277	-
（２）その他未払金	4,635	4,635	-
（３）未払費用（＊）	2,678	2,678	-
負債計	11,591	11,591	-

（＊）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）現金・預金	31,438	31,438	-
（２）未収委託者報酬	10,295	10,295	-
（３）有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	10,520	10,520	-
資産計	52,254	52,254	-
（１）未払手数料	4,965	4,965	-
（２）その他未払金	4,127	4,127	-
（３）未払費用（＊）	3,366	3,366	-
負債計	12,460	12,460	-

（＊）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

（１）現金・預金、並びに（２）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（３）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	1,059	1,025
(2) 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	5,141	5,129
(3) 長期差入保証金	997	996

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注 3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	15,186	-	-	-
未収委託者報酬	8,265	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,498	3,978	97
合計	23,452	1,498	3,978	97

当事業年度（平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,438	-	-	-
未収委託者報酬	10,295	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	6	1,591	3,790	84
合計	41,740	1,591	3,790	84

(有価証券関係)

1 . 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成26年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成27年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	113	55	58
(2) その他 証券投資信託	5,625	4,873	751
小計	5,738	4,928	809
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	16,544	16,586	41
小計	16,544	16,586	41
合計	22,283	21,514	768

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,059百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	164	55	109
(2) その他 証券投資信託	4,576	3,633	943
小計	4,741	3,688	1,052
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	5,779	5,793	14
小計	5,779	5,793	14
合計	10,520	9,482	1,038

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,025百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他 証券投資信託	24,501	64	3
合計	24,501	64	3

当事業年度（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
（１）株式	32	-	1
（２）その他 証券投資信託	34,371	145	84
合計	34,404	145	85

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、子会社株式について11百万円の減損処理を行っております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

２．確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日）	当事業年度 （自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）
退職給付債務の期首残高	1,935百万円	1,959百万円
勤務費用	201	212
退職給付の支払額	217	118
その他	39	18
退職給付債務の期末残高	1,959	2,072

（２）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 （自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日）	当事業年度 （自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）
--	--	--

積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	1,959百万円	2,072百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,959	2,072
退職給付引当金	1,959	2,072
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,959	2,072

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用	201百万円	212百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	201	212

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度172百万円、当事業年度170百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
減損損失	833	-
退職給付引当金	698	670
賞与引当金	287	305
外国税関連費用	-	241
未払事業税	335	231
連結法人間取引（譲渡損）	141	128
投資有価証券評価損	128	105
出資金評価損	116	103
その他	246	206
繰延税金資産小計	2,789	1,992
評価性引当額	1,200	613
繰延税金資産合計	1,588	1,379
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	2,428	2,203

その他有価証券評価差額金	273	335
その他	1	-
繰延税金負債合計	2,704	2,539
繰延税金負債の純額	1,115	1,159

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年 3月31日)	当事業年度 (平成27年 3月31日)
法定実効税率	-	35.64%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	1.14%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	2.02%
評価性引当額の増減額	-	2.67%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.51%
その他	-	0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	31.65%

(注) 前事業年度においては、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産（流動）が44百万円、繰延税金負債（長期）が180百万円、法人税等調整額が100百万円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が34百万円増加しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,719	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	--------	-----	-------------------	-------	---------------------------	-----------	-------	---------------	----	---------------

子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,834	-	-
-----	---	-----------	-----	---------	--------------	------	-------------	-------	---	---

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	25,994	未払手数料	3,216
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	678	未払費用	393
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ㈱	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料	978	長期差入保証金	971

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	28,838	未払手数料	3,751
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	685	未払費用	348
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ㈱	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料	978	長期差入保証金	971

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）		当事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	
1株当たり純資産額	14,705.91円	1株当たり純資産額	16,052.69円
1株当たり当期純利益	3,882.07円	1株当たり当期純利益	5,148.94円

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
当期純利益（百万円）	10,126	13,431
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

（単位：百万円）

当中間会計期間

（平成27年9月30日）

資産の部

流動資産

現金・預金

22,998

有価証券		4,461
未収委託者報酬		10,719
繰延税金資産		504
その他		334
流動資産合計		39,018
固定資産		
有形固定資産	1	247
無形固定資産		
ソフトウェア		2,432
その他		135
無形固定資産合計		2,568
投資その他の資産		
投資有価証券		5,468
関係会社株式		5,129
その他		1,231
投資その他の資産合計		11,830
固定資産合計		14,646
資産合計		53,664

（単位：百万円）

当中間会計期間

（平成27年9月30日）

負債の部

流動負債

未払金		7,124
未払費用		4,744
未払法人税等		1,085
賞与引当金		903
その他	3	643
流動負債合計		14,500

固定負債

退職給付引当金		2,142
役員退職慰労引当金		111
繰延税金負債		1,497
その他		2
固定負債合計		3,754

負債合計	18,255
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174
資本剰余金	
資本準備金	11,495
資本剰余金合計	11,495
利益剰余金	
利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	8,096
利益剰余金合計	8,471
株主資本合計	35,141
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	267
評価・換算差額等合計	267
純資産合計	35,409
負債・純資産合計	53,664

(2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

当中間会計期間	
(自 平成27年4月1日	
至 平成27年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	46,714
その他営業収益	435
営業収益合計	47,150
営業費用	
支払手数料	24,499
その他営業費用	6,487
営業費用合計	30,987
一般管理費	1 5,812
営業利益	10,350
営業外収益	2 378
営業外費用	3 29
経常利益	10,699
税引前中間純利益	10,699
法人税、住民税及び事業税	3,260
法人税等調整額	39
中間純利益	7,398

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 13,428	△ 13,428	△ 13,428
中間純利益	-	-	-	7,398	7,398	7,398
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	△ 6,029	△ 6,029	△ 6,029
当中間期末残高	15,174	11,495	374	8,096	8,471	35,141

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	702	702	41,873
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 13,428
中間純利益	-	-	7,398
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 434	△ 434	△ 434
当中間期変動額合計	△ 434	△ 434	△ 6,464
当中間期末残高	267	267	35,409

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（2）その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

(2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3．引当金の計上基準

(1)賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(3)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

	当中間会計期間 (平成27年9月30日現在)
有形固定資産	239百万円

2 保証債務

当中間会計期間（平成27年9月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,765百万円に対して保証を行っております。

3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

1 減価償却実施額

当中間会計期間	
（自 平成27年 4 月 1 日	
至 平成27年 9 月30日）	
有形固定資産	15百万円
無形固定資産	532百万円

2 営業外収益の主要項目

当中間会計期間	
（自 平成27年 4 月 1 日	
至 平成27年 9 月30日）	
外国税関連費用引当金戻入益	171百万円
投資有価証券売却益	99百万円
受取配当金	69百万円

3 営業外費用の主要項目

当中間会計期間	
（自 平成27年 4 月 1 日	
至 平成27年 9 月30日）	
為替差損	13百万円
貯蔵品廃棄損	5百万円
投資有価証券売却損	2百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日）

1 . 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

２．配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	13,428	5,148	平成27 年 3月 31日	平成27年 6月24日

(金融商品関係)

当中間会計期間(平成27年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照のこと)。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	22,998	22,998	-
(2) 未収委託者報酬	10,719	10,719	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	8,908	8,908	-
資産合計	42,626	42,626	-
(1) 未払金	7,124	7,124	-
(2) 未払費用(*)	3,702	3,702	-
負債合計	10,827	10,827	-

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負 債

(1) 未払金及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	当中間会計期間
非上場株式	1,021
子会社株式	5,129
差入保証金	1,052

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（平成27年9月30日）

１．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	161	55	106
（２）その他 証券投資信託	3,455	3,002	453
小計	3,617	3,058	559
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	5,290	5,453	163
小計	5,290	5,453	163
合計	8,908	8,511	396

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 1,021百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（ 1 ）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（ 2 ）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日）

該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報）

当中間会計期間 （ 自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日 ）
--

1株当たり純資産額	13,574.37円
1株当たり中間純利益金額	2,836.44円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）２．１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 （自 平成27年４月１日 至 平成27年９月30日）	
中間純利益(百万円)	7,398
普通株式に係る中間純利益(百万円)	7,398
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成27年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 代表取締役の人数の変更（4名以内に変更）

平成27年6月26日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定の新設

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 株式会社りそな銀行

資本金の額 279,928百万円（平成27年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称 大和証券株式会社

資本金の額 100,000百万円（平成27年3月末日現在）

事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成27年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
 - ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
- 使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日

次の事項を記載することがあります。

- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- 委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。
- ファンドの形態等を記載することがあります。
- 図案を採用することがあります。
- ファンドの管理番号等を記載することがあります。

(2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月28日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月11日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ・ブルベア・セレクト ドル高円安ポートフォリオの平成27年2月9日から平成28年2月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ・ブルベア・セレクト ドル高円安ポートフォリオの平成28年2月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月11日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ・ブルベア・セレクト マネー・ポートフォリオの平成27年2月9日から平成28年2月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ・ブルベア・セレクト マネー・ポートフォリオの平成28年2月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月11日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ・ブルベア・セレクト 円高ドル安ポートフォリオの平成27年2月9日から平成28年2月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ・ブルベア・セレクト 円高ドル安ポートフォリオの平成28年2月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月25日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。